

JPTEC 山梨のコースに関する新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのポリシー

- ✓ 本ポリシーは、山梨県で開催される JPTEC コースに適用し、最低限必要な新型コロナウイルス 感染症の拡大防止の要件を定めたものである。
 - ✓ コース世話人の内 1 名は、コースにおける新型コロナウイルス感染症の拡大防止の責任者とし、コース開催中において、本ポリシーが遵守されているか を監理する。
 - ✓ コース参加者の健康管理と感染対策の指導、必要な物品の管理等を行うため、健康管理担当者を配置する。なお健康管理担当者は世話人もしくはしっかり指示の出せる立場のインストラクターとし、コース運営担当者及び指導者を兼ねることができない。
 - ✓ 健康管理担当者は、コース開催にあたり、コースでの感染対策について説明を行う。
 - ✓ 健康管理担当者は、マスク着用、手指衛生、使用物品の消毒、換気の確保などについて、適宜、参加者に呼びかけて実践を促す。
 - ✓ 健康管理担当者はコース当日の受付において、受講者・指導者に対する健康状態の確認を行う。
 - ✓ コース運営担当者は、受講者がコース参加出来なくなった時の参加費等の取り扱いについて事前に決めておく。
 - ✓ コース開催日に発熱等の症状がある場合、感染防止対策を行わずして感染陽性者又は感染が疑われる人との接触がある場合はコースに参加できない。
 - ✓ コース世話人は、コースに参加する指導者・受講者に感染防止のために参加を断る基準、コース開催中に参加者に求められる感染対策をコース開催の少なくとも 2 週間前までに別紙 1 により周知する。
 - ✓ 会場の窓・扉を開放する。空調（エアコンではなく、外気導入・混合など換気の機能、大きな建物では集中管理していることが多い。）設備によって外気を導入する。扇風機を用いるなどして 室内の換気を行う。
 - ✓ 主催者は、サージカルマスク・フェースシールド・グローブ・手指消毒薬（濃度 60～90%のエタノールまたは濃度 70%のイソプロパノール）及び消毒液（濃度 60%以上のアルコールまたは濃度 0.1 から 0.5%の次亜塩素酸ナトリウム溶液）など必要な感染防護具を準備する。
 - ✓ 主催者は、大きな声を出すのを避けるためにマイク・拡声器等の音響機器等を準備する
 - ✓ 生体にて実習を行う場合は、傷病者役はマスクに加えてゴーグルを装着する。隊長役は、マスク・ゴーグルに加えて手袋を装着し、傷病者役及び受講者は実習終了後ごとに手指衛生を行う。
 - ✓ 受講者・指導者はサージカルマスクを、模擬傷病者役はフェイスシールドを着用する。
 - ✓ 受講者・指導者に各自が使用するサージカルマスクなど必要な感染防護具を準備させる。
 - ✓ 傷病者の観察では、感染防止に配慮したうえで、聴診打診なども含めて外傷観察の基本手技も可能な限り行う（「やったことにしましょう」で済ますようなことは避ける。）。

- ✓ 傷病者の観察では、隊長役以外による継続した頭部保持やログロールやボード固定など受講者相互間の距離が 1m 未満となる時間をできる限り少なくする。
- ✓ すべての参加者は、コースの前後および軽食や食事休憩に手洗いを行うなど適切な衛生管理を実践する。
- ✓ 指導者は、各受講者がマネキンを使用して練習またはテストを行った後は、アルコール等でマネキンを清拭する。
- ✓ 会場での飲食の可否は主催者の判断とするが、食事中の対面での会話は控える。原則として間食の機会は持たない。熱中症の発生が懸念される状況では、適時、個々に管理できる飲料の摂取を促す。
- ✓ コース主催の懇親会は実施しない。ただし、受講者・指導者が個人的に飲食に行くことまでも禁止するものではない。
- ✓ JPTEC 山梨のコースの新型コロナウィルス感染症の拡大防止のためのポリシーとして、コースに参加するすべての者に明らかにする。
- ✓ 本ポリシーの改正には、JPTEC 中部山梨県世話人会の議決を必要とする。

令和 2 年 10 月 25 日施行

令和 3 年 8 月 1 日改正

令和 4 年 12 月 1 日改正

令和 5 年 7 月 1 日改正